

## 立川市条件付き一般競争入札実施基準

立川市条件付き一般競争入札実施要綱（平成17年8月1日市長決定）第4条に規定する予定価格（以下「予定価格」という。）及び発注限度額の区分による対象業者の範囲は、次の表の左欄に掲げる予定価格及び発注限度額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる対象業者とする。ただし、同条ただし書きの規定により必要と認めるときは、その範囲を変更することができる。

### 1 建築工事、土木工事その他の建設工事

予定価格及び発注限度額	対象業者
1億5千万円以上のもの	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者
1億円以上1億5千万円未満のもの	原則として、立川市内に本店、支店又は営業所を有する者
130万円を超え1億円未満のもの	原則として、立川市内に本店を有する者

### 2 工事に係る設計、測量等の業務委託

予定価格及び発注限度額	対象業者
500万円以上のもの	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者
50万円を超え500万円未満のもの	原則として、立川市内に本店を有する者

### 3 その他の業務委託

予定価格及び発注限度額	対象業者
5,000万円以上のもの	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者
3,000万円以上5,000万円未満のもの	原則として、立川市内に本店、支店又は営業所を有する者
50万円を超え3,000万円未満のもの	原則として、立川市内に本店を有する者

### 4 修繕

予定価格及び発注限度額	対象業者
50万円を超えるもの	原則として、立川市内に本店を有する者

5 物品の買入れ又は借入れ

予定価格及び発注限度額	対象業者
200万円以上のもの	原則として、東京都内に本店、支店又は営業所を有する者
80万円（物品の借入れについては40万円）を超え200万円未満のもの	原則として、立川市内に本店を有する者

附 則

- 1 この基準は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに告示する予定価格及び発注限度額が 1 億円以上 1 億 5 千万円未満の建築工事、土木工事その他の建設工事に係る条件付き一般競争入札については、立川市条件付き一般競争入札実施基準第 1 項の規定にかかわらず、対象業者の範囲を原則として、立川市内に本店を有する者とする。

附 則

この基準は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。